

令和4年9月12日

事業主様
担当者様

西日本パッケージング健康保険組合

マイナンバーカードの取得と保険証利用登録の推進のお願い

平素より、当健康保険組合の事業運営に、ご理解とご協力を頂きましてお礼申し上げます。

さて、政府では、令和4年度末にほぼ全ての国民がマイナンバーカードを取得することを目指しており、厚生労働省から当健康保険組合に対して、加入者へマイナンバーカードの取得等の周知の依頼がありました。

今般、令和4年7月29日以降、9月上旬にかけて、まだマイナンバーカードをお持ちでない方を対象に、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）より、QRコードをスマートフォン等で読み取ることで、マイナンバーカードの申請が行えるオンライン申請用QRコード付きマイナンバーカード交付申請書が順次送付されています。

また、最大20,000円相当のポイントがもらえるマイナポイント第2弾の申込期限が9月末までとなっております。

なお、政府の方針として、令和5年4月から医療機関等におけるマイナンバーカードを利用した「オンライン資格確認システム」導入の義務化、令和6年度中を目途とした保険証発行の選択制、保険証の原則廃止を目指しております。

つきましては、当健康保険組合と健康保険組合連合会が作成したチラシを同封いたしますので、被保険者や被扶養者の方々に、マイナンバーカードの積極的な取得と保険証利用の登録等について周知をお願いいたします。

また、当健康保険組合のホームページに、チラシのPDFを掲載していますのでご活用ください。